

健康診査を受けましょう

生活習慣病の予防のため、受診しましょう(無料)。

◇期間

*前期= 5月16日(月)～7月15日(金)

*後期= 9月1日(木)～10月14日(金)

◇場所 市内指定医療機関

◇検査項目 診察、身体計測、血液検査、尿検査、
心電図、胸部エックス線撮影など

◇申し込み 下の表のとおり

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



対象 (年度末年齢)	健診名	申し込み	受診券の交付
31～39歳の方	健康診査	4月18日から次の 場所で *あいぽっく健康 係(電話でも可) *市役所福祉総務 係 *東部出張所	あいぽっく健康 係の窓口(電話を 除く)で受け付け た場合のみその 場で交付、それ 以外は後日送付
40～74歳の国民 健康保険加入者	特定健康 診査	申込不要	4月1日現在の 加入者は5月上 旬に、4月2日 以降の加入者は 8月下旬に、市 から送付
75歳以上の方 (後期高齢者医 療制度加入者)	後期高齢 者医療健 康診査		

※社会保険などの加入者は、加入先に問い合わせてください。

認知症高齢者による事故を補償します

～認知症高齢者等個人賠償補償事業～

事故で損害賠償責任を負った場合に、
2億円を上限に補償します(費用は無料
／事前に要申込)。

◇対象 40歳以上で認知症の方

※介護老人福祉施設に入所している方
を除きます。

◇保険期間 令和5年3月31日まで

◇必要書類 認知症であることが分か
る次のいずれかの書類の写し

★医師の診断書

*認知症に関する処方箋またはお薬手帳

*もの忘れ予防検診の結果

◇申し込み 申請書(市役所介護福祉課
にあり／市ホームページからダウン
ロードも可)と必要書類を、市役所介
護福祉課へ

※令和3年度に加入した方には現況届
を送付しましたので、継続を希望する
場合は提出してください。

☆詳しくは、介護福祉課へ。

国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は期限内に

4月分～令和5年3月分の保険料は、
月額1万6590円です。

保険料は、日本年金機構から送付され
る納付書により、金融機関・郵便局・コン
ビニエンスストアなどで納付できます。
また、クレジットカードや口座振替でも
納付できます。まとめて前払い(前納)す
ると、保険料が割り引きになります。
保険料の納め忘れがあると、将来受け
取る年金額が減額されますので注意しま
しょう。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-
0352へ。

◎退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務
員などが20～59歳で退職したときは、第
2号被保険者から第1号被保険者への変
更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配偶者
も、第3号被保険者から第1号被保険者
への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保
険者離職票など)、年金手帳または基礎年
金番号通知書を持って、市役所年金係ま
たは東部出張所で手続きしてください。

◎学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入

者となり、保険料を納めなければならま
せん。

しかし、収入が少なく保険料の納付が
困難な場合は、納付が猶予される学生納
付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書と、年金手帳
または基礎年金番号通知書を持って、市
役所年金係または東部出張所で申請して
ください。

【引き続き希望する方は】

令和3年度分の納付特例を受けている
方が、引き続き4年度分の納付特例を希
望する場合も、申請が必要です。日本年
金機構から申請のためのしがきが付送さ
れた方は、記入し投函すれば申請が完了
します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申
請できます。ただし、申請が遅れると障
害基礎年金などを受け取れない場合があ
りますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

50歳未満の方(学生を除く)で納付が困
難な場合、保険料の納付が猶予される制
度があります。本人及び配偶者の所得に
要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。